

旧 GIGA 端末等有償売却業務仕様書

石垣市教育委員会

目次

I-1 目的 3
I-2 入札及び契約の方式 3
I-3 受託条件 3
I-4 引き渡し予定物品 3
I-5 引き渡し対象物品の状態及び引き渡し条件 4
I-6 業務内容 4
I-7 入札金額 5
I-8 契約期間及び履行期間 5
I-9 引き渡し場所 5
I-10 端末管理システム等の解除 6
I-11 再使用又は再資源化方法について 6
I-12 提出書類 6
I-13 その他 6
I-14 担当 6

旧GIGA端末等有償売却業務仕様書

1-1 目的

石垣市（以下、「甲」という。）GIGA スクール構想に基づき整備された石垣市立小中学校において使用していた学習者用端末（以下、「旧 GIGA 端末という。」について、文部科学省等の事務連絡「GIGA スクール構想の下で整備された 1 人 1 台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について(事務連絡・令和 5 年 10 月 26 日付)」に基づき、再使用又は再資源化を進める目的の業務である。

1-2 入札及び契約の方式

(1) 本件は、別紙 1 に示す売却対象物品を一括して売却する総価入札とする。

(2) 落札者は、入札金額が予定価格以上で、かつ最も高い価格を提示した者とする。ただし、公告その他の入札条件に別段の定めがある場合は、その定めによる。

(3) 入札者は、総価入札金額と整合する機種別の買取単価及び予定数量に基づく内訳書を入札時に提出すること。なお、落札者の機種別買取単価は契約時に確定し、実際の引渡数量に応じた精算に用いるものとする。

(4) 最終売却金額は、機種別の契約単価に当該機種の実際の引渡数量を乗じた額を合算して算出する。端数処理、消費税等の取扱いは入札公告及び契約書に定める。

1-3 受託条件

買受者（以下「乙」という。）は、次のいずれかに該当し、本業務を適正に履行できる者であること。

(1) 古物営業法に基づく古物商許可を有する者

(2) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づく認定事業者

(3) 前号の認定事業者等と連携し、本業務を適正に履行できる者

1-4 引き渡し予定物品

(1) 売却対象物品は、次の旧 GIGA 端末及び付属品とし、詳細な予定数量は別紙 1 のとおりとする。

区分	機種	機種	主な仕様	予定数量
1	iPad 第 9 世代	A2602	64GB	1,319 台
2	SurfaceGo2	STV-00012	64GB	3,169 台
			合計	4,488 台

(2) 売却対象には本体のほか、甲が引渡し可能な充電ケーブル、AC アダプター、キーボードケース、タイプカバーその他の付属品を含む。付属品の種類及び数量は別紙 1 又は引渡時の一覧による。

(3) 正常品のほか、故障品、破損品、バッテリー劣化品、付属品欠品等を含むものとし、原則として売却対象物品一式を乙が買い受けるものとする。

Ⅰ-5 引き渡し対象物品の状態及び引き渡し条件

(1) 売却対象物品は、児童生徒が学校教育活動において使用した中古品であり、傷、汚れ、変色、へこみ、液晶不良、バッテリー劣化、部品欠損、動作不良その他の状態差が存在する場合がある。

(2) 売却対象物品は現状有姿で引き渡すものとし、甲は、個々の端末について品質、性能、バッテリー容量、継続使用可能期間その他の動作を保証しない。

(3) 甲は、保有する管理資料等により把握している範囲で、故障状況、付属品等に関する参考情報を入札参加希望者に提供することがある。この情報は品質又は数量等を保証するものではなく、提供に当たっては入札参加希望者間の公平性に配慮する。

(4) 入札参加希望者から現物確認の申出があった場合、甲は、学校運営及び業務に支障のない範囲で、日時、場所及び方法を調整の上、現物確認の機会を設ける。現物確認は対象物品全体の状態を代表すること又は品質・性能を保証するものではない。

(5) 別紙 Ⅰ に記載する数量は予定数量であり、回収状況、紛失、故障その他やむを得ない事情により、実際の引渡数量が増減する場合がある。入札者は、このこと及び個々の状態差を考慮した上で総価を算定すること。

(6) 前号の数量差又は状態差が通常想定される範囲である場合、原則として契約金額の変更は行わない。ただし、売却対象物品の種類又は数量について、入札時に示した条件と著しい差異が生じた場合は、甲乙協議の上、その取扱いを決定する。

Ⅰ-6 業務内容

(1) 乙は、別紙 Ⅰ に示す各学校その他甲が指定する場所から売却対象物品を回収し、積込み、運搬及び搬出を行うこと。

(2) 乙は、旧 GIGA 端末内のデータについて、上書き消去、ブロック消去、暗号化消去その他これらと同等の効果を有する適切な方法により、復元が困難となるよう確実に消去すること。消去方法は端末及び記憶媒体の特性に応じて選定すること。

(3) 通常の方法によるデータ消去が困難な端末については、記憶媒体の物理的破壊を原則とする。物理的破壊以外の方法による場合は、事前に甲乙協議の上、処理方法を決定するものとする。

(4) 乙は、端末を特定できるシリアル番号等、消去方法、消去完了日時及び処理結果を記載したデータ消去完了証明書（物理破壊等により処理した端末については当該処理の記録を含む。）を甲に提出すること。

(5) 乙は、データ消去作業を第三者に再委託する場合、再委託先、作業場所、作業内容、消去方法及び安全管理体制を事前に甲へ報告し、甲の承認を得ること。再委託後も本業務の履行責任は乙が負う。

(6) 乙は、引渡しからデータ消去完了まで、盗難、紛失、不正持出し及び情報漏えいを防止するため、運搬、保管及び作業場所において適切な安全管理措置を講ずること。

(7) 端末本体等に貼付された学校名、管理番号その他石垣市又は学校を識別できるシール及びラベル等は再流通前に除去すること。

(8) 再使用が困難な端末は、関係法令に従い適正に再資源化又は処分すること。

(9) 回収、積込み、梱包、運搬、データ消去、ラベル除去、再使用又は再資源化その他本業務の履行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

Ⅰ-7 入札金額

(1) 入札金額は、別紙 1 に示す売却対象物品一式に対する買受総額とする。

(2) 入札者は、端末の残存価値、個体差、故障・破損の可能性、予定数量の変動、回収・運搬費用、データ消去費用その他本業務の履行に要する費用を総合的に勘案し、買受総額を算定すること。

(3) 最終売却金額は、第 2 項により確定した機種別契約単価と引渡数量を用いて精算する。台当たりの単価は落札者決定の基準としない。

Ⅰ-8 契約期間及び履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

Ⅰ-9 引き渡し場所

(1) 引渡し場所は、別紙 1 のとおりとする。売却対象物品は、原則として各学校内の甲が指定する 1 か所に集約する。

(2) 回収日時、車両の進入、積込み方法その他学校運営に影響する事項については、事前に甲及び各学校と調整すること。

(3) 回収時に端末及び付属品の数量を確認し、甲乙双方で引渡し数量を確認できる記録を作成すること。

Ⅰ-10 端末管理システム等の解除

(1) 甲は、再使用に必要な範囲で、iPad について Apple School Manager 及び MDM 等の端末管理情報の解除を行う。

(2) 甲は、再使用に必要な範囲で、Surface Go 2 についてMicrosoft Intune、Windows Autopilot その他甲が管理する端末管理情報の解除を行う。

(3) 乙は、解除状況に疑義がある場合、第三者への再流通を行う前に甲へ連絡し、必要な確認を行うこと。

Ⅰ-11 再使用又は再資源化方法について

(1) 再使用可能な端末は、データ消去及び識別情報の除去を行った上で、適正な方法により再使用すること。

(2) 再使用が困難な端末については、関係法令に従い、適正な再資源化又は処分を行うこと。

(3) 甲が求めた場合、乙は再使用又は再資源化の実施状況を確認できる書類を提出すること。旧 GIGA 端末を再使用する場合は、貼付されているシール等はすべて排除すること。

Ⅰ-12 提出書類

(1) 引渡し数量確認書又はこれに相当する書類

(2) シリアル番号等を記載したデータ消去完了証明書

(3) 甲が必要と認める場合、再使用又は再資源化の実施状況を確認できる書類

(4) その他、甲が本業務の履行確認に必要と認める書類

Ⅰ-13 その他

(1) 乙の責務において安全対策に万全を期し、事故防止に必要な措置を講ずること。

(2) 乙は善良な管理者の注意をもって本業務を遂行し、業務の進捗状況について適宜甲へ報告すること。

(3) 乙は関係法令等を遵守し、その適用及び運用は乙の責任において適切に行うこと。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定すること。

Ⅰ-14 担当

石垣市教育委員会教育部学校教育課

電話:0980-87-5078(内線 3149) FAX:0980-82-0294

担当者名:村山、◎比嘉(主担当)

別紙1 学校別引渡し予定台数

No	学校名	住所	iPad	Surface
1	富野小中学校	〒907-0451 石垣市字桴海 299-45	6	16
2	川平小中学校	〒907-0453 石垣市字川平 969	27	50
3	崎枝小中学校	〒907-0452 石垣市字崎枝 530-18	10	13
4	名蔵小中学校	〒907-0021 石垣市字名蔵 243	15	22
5	吉原小学校	〒907-0453 石垣市字川平 1218-137	6	9
6	新川小学校	〒907-0014 石垣市新栄町 74	163	166
7	石垣小学校	〒907-0023 石垣市字石垣 204	209	197
8	登野城小学校	〒907-0004 石垣市字登野城 290		304
9	平真小学校	〒907-0003 石垣市字平得 174	223	298
10	大浜小学校	〒907-0001 石垣市字大浜 182	167	160
11	川原小学校	〒907-0001 石垣市字大浜 2064	24	21
12	大本小学校	〒907-0002 石垣市字真栄里 1111	6	2
13	宮良小学校	〒907-0243 石垣市字宮良 331-1	60	57
14	白保小学校	〒907-0242 石垣市字白保 73-1	71	67
15	伊野田小学校	〒907-0241 石垣市字桃里 168-56	0	5
16	明石小学校	〒907-0332 石垣市字伊原間 249	10	4
17	野底小学校	〒907-0333 石垣市字野底 138-1	13	8
18	八島小学校	〒907-0011 石垣市八島町 2-3	94	119
19	真喜良小学校	〒907-0024 石垣市字新川 2018-2	111	108
20	石垣中学校	〒907-0024 石垣市字新川 307	27	492
21	石垣第二中学校	〒907-0004 石垣市字登野城 1078	36	536
22	大浜中学校	〒907-0001 石垣市字大浜 103	21	396
23	白保中学校	〒907-0242 石垣市字白保 268-35	5	64
24	伊原間中学校	〒907-0332 石垣市字伊原間 28	3	31
			1,319	3,169

※台数は予定数量であり、回収状況等により増減する場合があります。

※児童生徒が利用していた中古品であり、状態には個体差があります。